

受注者の皆様へ

『工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、これまでも本局発注の工事及び業務等の受注者の皆様に適切な対応をお願いしてきたところですが、この度、令和3年8月27日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域が変更され、広島県が緊急事態措置を実施すべき区域となりました。このため、施工中の工事及び業務等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策等が講じられるよう、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考にして、感染拡大防止の徹底をお願いします。また、本局においては、感染拡大防止策として以下の取扱いを行っています。

1 対面による工事等の打合せ等について

打合せ等については、いわゆる「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声する密接場面）が同時に重なることがないように、出席者の絞り込みや、室内の換気等について十分配慮してください。また、手指等の消毒、全員のマスク等の着用、大きな声を出さない等、細心の注意を払ってください。なお、感染経路の特定のため、出席した受発注者双方の全員の氏名を記録してください。

2 検査の実施について

(1) 工事・業務検査共通

広島市水道局請負工事検査要領等により、検査は、現場代理人及び主任（監理）技術者若しくは管理技術者及び照査技術者又は契約図書で立会いを義務付けられている者（以下「技術者等」という。）の立会いのもと行うこととしていますが、当面の間、書類の確認については、原則、対面による検査は行わず（技術者等の立会いは要しない）、書類等の説明は、監督員又は調査職員が行います。

なお、書類の確認において技術者等の補足説明等が必要となった場合には、電話等により説明を求めますので、書類の確認の間、連絡が可能な体制を整えておいてください。

(2) 工事検査

出来形、品質、出来ばえ及び評価に係る現地の確認については、従来どおり現場代理人及び主任（監理）技術者の立会いのもと行います。なお、現地の確認については、立会いを義務付けられている者に限定する等、最小限になるよう配慮し、検測等に要する人員（交通規制に伴う交通誘導警備員を含む）についても、必要最小限の人数にしてください。

【補足】監督員による段階確認のうち、出張を伴う製作工場等における確認が必要となる場合は、受注者の自主管理とし、製作等に係る検査資料の提出により確認を行います。

(3) やむを得ず対面による検査を実施する場合

やむを得ず対面による検査を実施する場合は、以下のことに注意してください。

- ・技術者等に限定する等、最小限の人数で実施する。
- ・全員のマスク着用を徹底する。
- ・参加者の健康状態を事前に確認する。
- ・事前及び事後の手指等の消毒を徹底する。
- ・常時換気を行う。
- ・可能な限り広い部屋で実施し、席は2メートル以上の間隔を確保することや対面を避けて対角にする等、他者との距離を可能な限り確保するとともに必要に応じて飛沫を予防するシェード等を活用する。
- ・感染経路の特定のため、出席した受発注者双方の全員の氏名を記録する。

3 工事における安全・訓練等の実施について

建設工事については、安全・訓練等の実施に関して、契約図書（共通仕様書）において「作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること」を義務付けていますが、当面の間、参加者及び時間については、「3つの密」に配慮したうえで、安全衛生対策に必要な範囲で実施してください。

4 打合せ簿の処理について

発注者への打合せ簿の提出については、当面の間、電子メールによるPDFデータ等又はファックスによる提出とし、回答についても同様の取り扱いとします。

この場合、改めて原本の提出は求めませんので、留意してください。

5 ウェブ会議等の活用について

ウェブ会議等について、必要に応じ、Zoom等の活用の検討をお願いします。なお、詳細については、監督員又は調査職員にご確認ください。

6 工事現場等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

工事現場等において、感染者または濃厚接触者等が確認された場合は、速やかに発注者（監督員又は調査職員等）へ報告してください。

7 関係ホームページ

【リンク等】

- ・広島市水道局 新型コロナウイルス感染症に係るお知らせ（工事及び業務）

<http://www.water.city.hiroshima.jp/gyosya/kouji/covid19/info-kensetsu-covid19.html>

- ・広島市 新型コロナウイルス感染症に関する情報

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/>

- ・首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・国土交通省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html